

令和2年度事業報告

渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団は、渡良瀬遊水地及びその周辺地域において、良好な水辺空間の形成を図るための自然観察施設及び運動施設の整備・運営並びに環境保全のための活動、環境教育、調査研究等を行うことによって、環境保全とその利活用を推進することを目的としています。

令和2年度は、令和元年台風19号の洪水調節の調節地内施設への影響と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による様々な制約の中で、財団として従来から蓄積してきた知見・技術を活かして、渡良瀬遊水地及びその周辺における環境保全及び調査研究事業、施設管理事業、運動施設事業を地域と連携・協力し実施しました。

1. 環境保全及び調査研究事業

①湿地植物の保全等の活動、環境教育及び遊水地への理解を深めるための活動

- ・ 遊水地内及び湿地園における貴重植物の保全・育成管理に努め、貴重種65種について、年間を通して生育状況の調査を行いました。また、遊水地への理解を深めて頂くための活動として、一般の方々への現地案内を8回実施しました。
- ・ 渡良瀬遊水地の自然環境を活かし、小・中学生を対象に動植物・歴史等をテーマとした環境・体験学習の支援は、新型コロナウイルス感染症の影響により春季の開催は中止しましたが、感染拡大防止対策を図り9月から再開し環境学習5回、体験学習3回の支援を行いました。
- ・ 自然環境への理解を深めるための、動植物観察会も同様に春季の開催は中止となりましたが、10月に活動を再開し、4回実施しました。また、10月に野鳥観察会を実施しました。
- ・ 夏休みの自由研究に役立てて頂く「夏休み宿題サポート教室」は中止としました。
- ・ 環境保全のための渡良瀬遊水地クリーン作戦は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。
- ・ 自然環境保全のための「ヨシ焼き」を3月13日（予備日14日と21日）に予定していましたが、予備日も含めて荒天となり中止となりました。

②渡良瀬遊水地の利活用・湿地植物保全等の調査研究及び広報

- ・ 貴重植物の保全・再生、生育環境の調査研究を実施するとともに、「体験活動センターわたらせ」、「湿地資料館」を活用し、渡良瀬遊水地の治水、利水、自然環境、利用等に関する情報提供、パネルの展示、ビデオ等による広報を実施しました。
- ・ 遊水地内にある「体験活動センターわたらせ」については、令和元年の台風第19号の出水により施設利用が不可能となったので、子供広場にある休憩施設を利

用して遊水地利用者への案内・広報等を実施しました。現在新たに盛土をして、その上に「体験学習センターわたらせ」を新築していて6月のリニューアルオープンを予定しています。

- ・ 渡良瀬遊水地及び渡良瀬貯水池の目的・機能を利用者に広く周知するために、子供広場ゾーンとウォッチングタワーにおいて、広報企画展としてパネル展示を春夏秋冬に計4回（各9日間）、実施しました。

2. 施設管理事業

- ・ 安全に利活用できるよう貯水池周辺施設の点検、維持管理を実施(施設の補修・復旧、清掃、出水時のトイレの撤去等)するとともに環境(貴重種)に配慮した貯水池周辺の除草、植栽の剪定等の維持管理を実施しています。
- ・ 貯水池周辺の利用状況の把握、利用者への指導及び利用のための施設管理(ゲート管理、利用施設の清掃、貯水池周辺の塵芥処理、トイレの清掃・点検等)等貯水池周辺施設の保全業務を実施しています。また、利用者の接触する施設・箇所については、新型コロナウイルス感染症拡大防止としてアルコール消毒の徹底を実施しています。

3. 運動施設事業

渡良瀬カントリークラブの運営管理を行い、利用者の健康増進を図っています。今年度の利用者数は、令和元年の台風第19号の冠水によるゴルフ場内のコンディション不良及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響により、過去の利用者数と比較して大きく減少しています。

令和2年4月に発令された政府の「緊急事態宣言」に伴う移動自粛要請は、6月には全面解除(6/18)されたものの、当ゴルフ場利用者の約75%を占める東京都・埼玉県の両知事からの県外への「不要不急の往来の自粛要請」、また、長梅雨によるゴルフ場内整備の遅れもあり、利用者は過去の利用者数平均と比較して大きく減少しました。

8月から10月はコース整備も終了し、コース内のカートの乗り入れもできるようになり徐々に利用者数も回復傾向にありましたが、猛暑日が続き、また、天候不順(台風第12号の影響等)により予約キャンセルや、10月には秋雨前線と台風14号の影響で多くのキャンセルが発生し、また、依然として終息しない新型コロナ対策の影響もあり、過去の平均利用者数と比較して、75%利用者数にとどまりました。

11月から3月はコースコンディションも良好で、天候にも比較的恵まれ、過去の平均利用者数の80~100%まで回復しました。

4. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

政府は、新型コロナウイルス対策特措法に基づく「緊急事態宣言」を令和2年4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に、また令和3年1月8日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、続いて13日に大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木の7府県発出しました。

財団では、4月9日～5月6日の間、湿地資料館の休館。4月29日～5月10日の間、貯水池周辺施設の閉園の対応を致しました。その後も『新型コロナ感染防止対策取組宣言書』と『ステッカー』を作成し湿地資料館や体験活動センターわたらせに掲示して来園者への呼びかけ等を行っています。また、「栃木県新型コロナウイルス感染症対策に係わる栃木県の基本的対応方針」及び「栃木市新型コロナウイルス感染症に対する市の方針」に基づき『案内等、感染症拡大防止による実施ガイドライン』をホームページに掲載し、環境学習や動植物観察会で遊水地を訪れる方々に感染防止対策の協力をお願いしています。

渡良瀬カントリークラブでは、『新型コロナウイルス感染予防対策に関するお知らせ』をホームページに掲載し、来場者へ協力を呼び掛けています。クラブハウスでは館内の定期的な消毒、レストランのソーシャルディスタンスの確保の対応を行っています。

更に1月12日から、浴槽・シャワーの利用を中止しました。（令和3年4月1日から浴槽・シャワーの利用を再開しています。）

これらの対策より、現在まで財団及び渡良瀬カントリークラブでの感染者の発生はありません。

施設	対策取組内容	期間
湿地資料館 体験活動センター	取組宣言書、ステッカー掲示	8月1日～継続中
財団ホームページ	実施ガイドラインの掲載	8月1日～継続中
体験活動センター レンタサイクル	利用中止 貸し出し中止	2月28日～3月15日
湿地資料館	休館	4月9日～5月6日 1月14日～継続中
貯水池周辺施設	休園	4月29日～5月10日
渡良瀬カントリークラブ	飛沫防止、施設消毒、ソーシャルディスタンス確保	令和2年2月～継続中
	風呂の使用中止等	4月19日浴槽利用中止 11月1日浴槽利用再開 1月12日浴槽・シャワー利用中止 (令和3年4月1日浴槽・シャワー利用再開)